2　指定する期日　令和８年11月７日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 11 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年 11 月６日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　澤田　　聡

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道468号	千葉県成田市吉岡1174番３から千葉県香取郡多古町喜多大原字白幡256番１まで

2　指定する期日　令和８年11月７日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 26 号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施及び令和８年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」（以下「変更公告」という。）一部について下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年 11 月６日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ　東名集中工事に伴う料金調整の実施について

１．東名集中工事に伴う料金調整①

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）若しくは一宮ＩＣ、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣを、迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷に掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年11月９日から令和８年11月29日まで。

⑷　対象経路

次表の⒜、⒝及び⒞に掲げる区間を連続して通行する経路

⒜	⒝	⒞
中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ又は小牧ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路又は名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．東名集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に掲げる指定ＩＣ１で流入し、指定ＩＣ２で流出するＥＴＣ車。ただし、工事に伴う迂回を目的として⑸に掲げるいずれかの接続部を経由して利用する場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年11月９日から令和８年11月29日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
名古屋ＩＣを除く名古屋環状２号線の各ＩＣ	第一東海自動車道の春日井ＩＣから東京ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田南ＩＣから新御殿場ＩＣまでの各ＩＣ及び厚木南ＩＣ
名古屋高速道路公社の管理する道路の各入口及び出口	中部横断自動車道の富沢ＩＣ 中央自動車道西宮線の小牧東ＩＣから伊北ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道の豊田松平ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ